令和５年１月30日

郡市区等医師会　　御中

大 阪 府 医 師 会
（ 公 印 省 略 ）

アブロシチニブ製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）の一部改正について

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会及び大阪府健康医療部より、標記について周知依頼がありました。

厚生労働省では、経済財政運営と改革の基本方針2016（平成28年６月２日閣議決定）において、革新的医薬品の使用の最適化推進を図ることが盛り込まれたことを受けて、革新的医薬品を真に必要な患者に提供するために最適使用推進ガイドラインを作成することとしています。

アブロシチニブ製剤（販売名：サイバインコ錠50mg、同錠100mg及び同錠200mg）を既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎に対して使用する際の留意事項については、最適使用推進ガイドラインとして「アブロシチニブ製剤の最適使用推進ガイドライン（既存治療で効果不十分なアトピー性皮膚炎）について」（令和３年11月24日付け薬生薬審発1124第１号厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通知）により示されております。

今般、アブロシチニブ製剤の電子化された添付文書の改訂に伴い、当該最適使用推進ガイドラインが別紙のとおり改正されました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【事務局】大阪府医師会　学術課
〒543-8935　大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267